

汚染土壌処理施設等の構造に関する基準

第1 趣 旨

この基準は、栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第 27 条の規定により汚染土壌処理施設等の構造に関し必要な事項を定めるものとする。

汚染土壌処理業者及び積替業者は、汚染土壌処理施設等の構造を法に定める基準に適合させるほか、本基準に適合させるものとする。

なお、施設内容や、施設が立地される地域の周辺状況などにより、知事が必要と認めた場合には、本基準に定めのない事項についても措置を求める場合がある。

第2 定 義

この基準における用語の定義は、要綱第 2 条に定めるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 汚染土壌処理場 汚染土壌処理施設又は積替施設を設置する事業場をいう。
- (2) 法 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）をいう。
- (3) 条例 栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成 16 年栃木県条例第 40 号）をいう。
- (4) 基準省令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 14 日総理府、厚生省令第 1 号）をいう。

第3 浄化等処理施設、セメント製造施設及び分別等処理施設の構造基準

1 囲い等

- (1) 汚染土壌処理場の周囲には、人がみだりに場内に立ち入るのを防止することができる囲いを設けること。なお、囲いの形状は周辺環境に配慮されたものとする。
- (2) 囲いは汚染土壌処理場の全周囲に設けること。ただし、みだりに人が立ち入ることができないようになっている工場・事業場内に浄化等処理施設、セメント製造施設又は分別等処理施設を設置する場合はこの限りでない。
- (3) 囲いの構造は、地盤面より 1.8m 以上の高さとし、風雨により容易に破損せず、かつ、通行者等に危険のない構造とすること。なお、外周から容易に場内が見えるネットフェンス等の構造とするか、幅 4.0m 以上、高さ 1.8m 以上の容易に場内が見える部分を 4 方向に設けること。
- (4) 汚染土壌処理場の出入口には、施錠ができる、高さ 1.8m 以上の門扉を設けること。

2 表示

入口の見やすい箇所に別記様式第 1 のとおり表示板を設けること。

3 汚染土壌の受け入れから汚染土壌を処理するまでの用に供する施設

- (1) 雨水の浸入しない構造の建屋内に設置すること。ただし、屋内への設置が困難な場合は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透しない構造とすること。
- (2) 第 1 種特定有害物質、水銀及びその化合物又はポリ塩化ビフェニルを含む汚染土壌を扱う場合であって、建屋等から気体を排出する場合は、排出する気体中の特定有害物質を捕集若しくは分解できる設備を設けること。
- (3) 床及び壁は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下に浸透しない構造とすること。
- (4) 悪臭の発生するおそれのある場合は、脱臭装置を設ける等、悪臭の発散を防止できる構造とすること。
- (5) 保管施設は、適正な処理を行うためにやむを得ないと認められる保管期間に応じた規模の施設とすること。
- (6) 保管施設には、仕切り壁等を 3 方向以上に設けること。
- (7) 保管施設の仕切り壁等は、コンクリート構造等とし、構造上安全であること。
- (8) 保管施設の仕切り壁等には、保管の高さの上限を明示すること。

(9) 第二溶出基準に適合しない汚染土壌を保管する施設の床は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下に浸透していないことを点検できる構造とすること。

4 処理後の土壌の保管施設

(1) 処理後の土壌が溶出量基準及び含有量基準に適合していると確認されるまでの間、当該処理後の土壌が汚染土壌により再び汚染されることのない構造とすること。

(2) 3の規定（3(4)を除く。）は処理後の土壌の保管施設に準用する。

5 処理後の廃棄物の保管施設

処理後の廃棄物の保管施設の構造は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」の定めによること。

6 雨水対策

(1) 汚染土壌処理場内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するため、排水溝等を設けること。

(2) 雨水が汚染土壌と接触することにより特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が流出及び地下に浸透しないよう、防液堤や集水溝等を設けること。また、汚染土壌と接触した雨水を排水処理施設に導水できる設備を設けること。

7 粉じん防止

汚染土壌処理場は、粉じんの発生を防止するために必要な構造を有するものとするか、又は必要な設備を設けること。

8 騒音及び振動防止

敷地境界線における騒音及び振動を騒音規制法及び振動規制法並びに条例に定める規制基準以下にできるよう、必要に応じ適切な防音壁、振動防止装置等を設けること。

9 排水処理施設

排水水を公共用水域に排出する場合は、その水質を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第3条第1項の排水基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月28日栃木県条例第6号。以下「上乘せ条例」という。）第1条に規定する上乘せ基準のうちいずれか厳しい基準に適合できる施設を設けること。

10 管理施設等

(1) 洗車施設

ア 運搬車両に付着した汚染土壌等を落とすことができる施設を設けること。その構造は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、流出及び地下に浸透しないものとする。

イ 洗車施設からの排水がある場合には、その排水を排水処理施設に導水できる構造とするか、導水するための設備を設けること。

(2) 駐車場

周辺の交通に支障をきたさないよう、汚染土壌処理場内には、運搬車両等の駐車場を設けること。

(3) 消防設備

汚染土壌処理場内には、取り扱う特定有害物質の種類に応じ、消火器、消防用ポンプ及び貯水槽その他の適切な消防設備を設けること。

(4) 管理事務所

汚染土壌処理場内には、管理事務所を設け、電話を備えること。

(5) 地下水監視用井戸の設置

汚染土壌処理場内には、地下水監視用井戸を次のとおり設けること。

ア ボーリング調査及び地下水の流動状況等の調査に基づき、第1帯水層の地下水を採取するための井戸を、地下水の流向から見て上流側及び下流側にそれぞれ1か所以上設けること。

なお、既存の井戸がある場合は、当該井戸を利用することができるものとする。

イ 井戸は、動力による揚水等地下水の採取が容易な構造とすること。

11 搬入道路

搬入道路を設ける場合は、運搬車両の通行に支障がないよう次のとおりとすること。

- (1) 十分な幅員を確保するか待避場所を設けること。
- (2) 安全に通行できる縦断勾配とすること。

12 熱処理施設に共通する基準

- (1) 汚染土壌を外気と遮断された状態で定量ずつ供給できる設備を設けること。
- (2) 炉から排ガスを生ずる場合は、当該排ガス（汚染土壌と直接接触しないものを除く。）が 200℃を超える場合に、速やかに概ね 200℃以下に冷却することができる冷却設備を設けること。ただし、集塵機内で燃焼ガスの温度を速やかに概ね 200℃以下に冷却できる場合にあってはこの限りでない。
- (3) 冷却設備から排出される燃焼ガス温度を、連続的に測定し、かつ、記録するための設備を設けること。
- (4) 排出口から排出される排ガスに含まれる特定有害物質、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素、塩化水素、ダイオキシン類、ばいじん及び粉じんをそのまま大気中に拡散させることなく確実に除去又は分解等により無害化するために必要な設備を設けること。
- (5) 測定のため、排ガスを捕集・採取できる設備を設けること。

12-1 熱分解方式の汚染土壌処理施設の個別基準

- (1) 汚染土壌を、浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた分解温度以上の温度に所定の時間以上暴露できる設備を設けること。
- (2) 分解炉内の分解温度を連続的に測定し、かつ、記録するための設備を設けること。

12-2 加熱・揮発方式の汚染土壌処理施設の個別基準

- (1) 汚染土壌を、浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた揮発温度以上の温度に所定の時間以上暴露できる設備を設けること。
- (2) 加熱を行う炉内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための設備を設けること。
- (3) 揮発させた特定有害物質を、大気中にそのまま拡散させることなく確実に除去又は分解等により無害化するために必要な設備を設けること。

12-3 熔融方式の汚染土壌処理施設の個別基準

- (1) 汚染土壌を、十分な高温下で熔融し、生成スラグを円滑に排出、冷却するために必要な設備を設けること。また、必要な場合は、揮発させた特定有害物質をそのまま大気中に拡散させることなく確実に除去あるいは分解等により無害化するために必要な設備を設けること。
- (2) 熔融炉の炉内温度を連続的に測定し、かつ、記録するための設備を設けること。
- (3) 熔融温度を所定の範囲内に制御できる設備を設けること。

13 洗浄分級等方式の汚染土壌処理施設の個別基準

- (1) 特定有害物質を濃縮して除去する場合、濃縮が可能となる設備構成とするとともに、凝集、分級、沈殿、ろ過等を行うためのその他の必要な設備を設けること。
- (2) 洗浄中の懸濁水から、特定有害物質及び特定有害物質が濃縮した土壌を分離するために必要な沈殿、分離、濃縮、ろ過等を行う設備を設けること。
- (3) 浄化の対象とする特定有害物質の種類及び土質に応じて薬剤を用いる場合は、必要な貯留設備、定量供給設備を設けること。

14 酸化等分解方式の汚染土壌処理施設の個別基準

- (1) 薬剤と汚染土壌とを混合攪拌するための設備を設けること。
- (2) 薬剤の注入設備は、所定の添加率が確保できるよう、定量ずつ追加できる構造とすること。
- (3) 排ガスを生じる場合は、排出口から排出される排ガスに含まれる特定有害物質、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素、塩化水素、ダイオキシン類、ばいじん及び粉じんをそのまま大気中に拡散させることなく確実に除去又は分解等により無害化するために必要な設備を設けること。
- (4) 排ガスを生じる場合は、測定のため、排ガスを捕集・採取できる設備を設けること。

15 その他

汚染土壌処理施設の規模、特定有害物質の性状等により、汚染土壌処理場の適正な管理を行う上

で、知事が必要と認め設置を指示した施設はこれを設けること。

第4 埋立処理施設の構造基準

1 囲い等

- (1) 汚染土壌処理場の周囲には、人がみだりに場内に立ち入るのを防止することができる囲いを設けること。なお、囲いの形状は周辺環境に配慮されたものとする。
- (2) 囲いは汚染土壌処理場の全周囲に設けること。ただし、みだりに人が立ち入ることができないようになっている事業場内に埋立処理施設を設置する場合は、この限りでない。
- (3) 囲いの構造は、地盤面より 1.8m以上の高さとし、風雨により容易に破損せず、かつ、通行者等に危険のない構造とすること。なお、外周から容易に場内が見えるネットフェンス等の構造とするか、20mごとに幅 4.0m以上、高さ 1.8m以上の容易に場内が見える部分を4方向に設けること。
- (4) 汚染土壌処理場の出入口には、施錠ができる、高さ 1.8m以上の門扉を設けること。

2 表示

入口の見やすい箇所に別記様式第1のとおり表示板を設けること。

3 地滑り防止工、沈下防止工

地盤の滑りを防止し、又は汚染土壌処理場に設けられる施設の沈下を防止する必要がある場合においては、地滑り防止工又は沈下防止工を設けること。

4 擁壁等

- (1) 擁壁等の設計については、次の検討を行うこと。
 - ア 滑動に対する安定
 - イ 転倒に対する安定
 - ウ 基礎地盤の支持に対する安定
 - エ 背面盛土及び基礎地盤を含む全体としての安定
 - オ 常時及び地震時における安定
- (2) 擁壁等に対する転倒モーメントが安定モーメントを超えないこと。この際、安全率は常時 1.5 以上、地震時 1.2 以上とすること。
- (3) 擁壁等に作用する土圧の水平成分による水平方向の滑りに対して安全であること。この際、安全率は常時 1.5 以上、地震時 1.2 以上とすること。
- (4) 擁壁等の基礎は、不等沈下又は傾斜をおこさず、かつ、接地圧が地盤の許容支持力を超えないこと。

5 粉じん防止

粉じんの発生を防止するために必要な構造を有するものとするか、又は必要な設備を設けること。

6 騒音及び振動防止

敷地境界線における騒音及び振動を騒音規制法及び振動規制法並びに条例に定める規制基準以下にできるように、必要に応じ適切な防音壁、振動防止装置等を設けること。

7 排水処理施設

排水水を公共用水域に排出する場合は、その水質を水濁法第3条第1項の排水基準及び上乗せ条例第1条に規定する上乗せ基準のうちいずれか厳しい基準に適合できる施設を設けること。

8 管理施設等

- (1) 洗車施設
 - ア 運搬車両に付着した汚染土壌等を落とすことができる施設を設けること。その構造は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、流出及び地下に浸透しないものとする。
 - イ 洗車施設からの排水がある場合には、その排水を排水処理施設に導水できる構造とするか、導水するための施設を設けること。
- (2) 駐車場
周辺の交通に支障をきたさないよう、汚染土壌処理場内には、運搬車両等の駐車場を設けるこ

と。

(3) 消防設備

汚染土壌処理場内には、取り扱う特定有害物質の種類に応じ、消火器、消防用ポンプ及び貯水槽その他の適切な消防設備を設けること。

(4) 管理事務所

汚染土壌処理場内には、管理事務所を設け、電話を備えること。

(5) 地下水監視用井戸の設置

汚染土壌処理場内には、地下水監視用井戸を次のとおり設けること。

ア ボーリング調査及び地下水の流動状況等の調査に基づき、第1帯水層の地下水を採取するための井戸を、地下水の流向から見て上流側及び下流側にそれぞれ1か所以上設けること。

なお、既存の井戸がある場合は、当該井戸を利用することができるものとする。

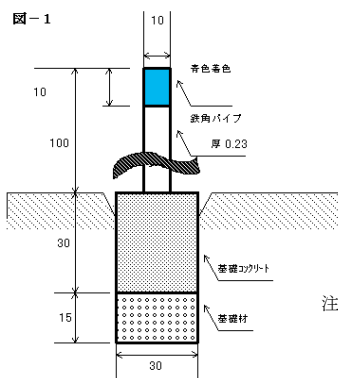
イ 井戸は、動力による揚水等地下水の採取が容易な構造とすること。

(6) 埋立厚計測設備

汚染土壌の埋立厚を常に計測できる設備を設けること。

(7) 埋立処理施設を明示する杭の設置

埋立地は図1の区域杭を設置し区域を明確にするとともに、区域杭は原則として埋立面を構成する辺のすべての変化点に設けること。



注1 寸法の単位はcmとする。

2 塗装は下地を白色、文字は黒とする。

3 鉄角パイプには、「汚染土壌埋立処理場区域杭」と表示すること。

9 搬入道路

搬入道路を設ける場合は、運搬車両の通行に支障がないよう次のとおりとすること。

- (1) 十分な幅員を確保するか待避場所を設けること。
- (2) 安全に通行できる縦断勾配とすること。

10 雨水対策

- (1) 汚染土壌処理場内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するため、排水溝等を設けること。
- (2) 雨水が汚染土壌と接触することにより特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が流出及び地下に浸透しないよう、防液堤や集水溝等を設けること。また、汚染土壌と接触した雨水を排水処理施設に導水できる設備を設けること。
- (3) 排水溝その他の設備の断面等は、原則として次式により算定し決定すること。

ア 雨水流出量の算定

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

C : 地形、地表面の状態による流出係数

I : 降雨強度 (mm/h)

A : 流域面積 (ha)

* I = 10年確率以上の降雨強度とする。

イ 断面等の決定

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/sec)

A : 流水部の断面積 (m²)

V : 平均流速 (m/sec)

なお、 $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot i^{1/2}$

n : 粗度係数

R : 径深 (A/P)

P : 潤辺長 (m)

i : 動水勾配

ウ 設計勾配

設計勾配は、水路の洗堀、土砂の堆積等の防止に十分配慮し決定すること。

11 防災調整池

降雨によって下流域に被害等を生じないように、流域面積、埋立地面積、下流河川の流下能力等を考慮し、防災調整池等の防災施設を必要に応じて設けること。

12 保安距離

(1) 埋立処理の用に供する土地（以下「埋立地」という。）は、敷地境界線及び周囲に設置する施設まで3.0m以上、汚染土壌処理場の囲いまで1.5m以上の保安距離を確保すること。

(2) 貯留構造物は、その基礎部から処分場の囲いまで5.0m以上の保安距離を確保すること。

13 法面の形態

(1) 法面の計画にあたっては、土質、地質、周辺の地形及び法面保護を考慮すること。

(2) 盛土

ア 盛土部は地山の伐開、除根等を行い現地盤と盛土の密着を図ること。

イ 地山が斜面の場合は段切りを施し、盛土施工にあたっては、直高0.3mごとに十分な敷ならし締め固めを行うこと。

ウ 盛土勾配は1 : 2を原則とし、一層の盛土高は5.0m以下とすること。

エ 盛土材料は、原則として別表1に掲げるものとし、原則として同一土質とすること。

オ 土えん堤の場合は、堤頂幅は3.0m以上とすること。

(3) 切土

ア 地山の土質に対する切土勾配は、1 : 1.5を原則とし一層の切土高は5.0m以下とすること。

イ 土質が異なる場合は、安全側の勾配を採用し、単一切土勾配とすること。

(4) 小段

ア 盛土高が5.0mを超える場合は、盛土高5.0mごとに、水平距離1.5m以上の小段を設けること。

イ 切土高が5.0mを超える場合は、切土高5.0mごとに、水平距離1.5m以上の小段を設けること。

ウ 盛土高が10.0m、切土高が15.0mを超える場合は、ア又はイを適用するほか、土質を勘案し原則として、盛土高10.0mごとに5.0m以上の小段を、切土高15.0mごとに3.0m以上の小段を設けること。

エ 埋立地外の小段の法尻には、U字溝等の表面排水施設を設けること。

(5) 安定検討

ア 盛土高、切土高が別表1、別表2に掲げる場合又は特殊な条件下の場合は、原則として有効応力法等によって安定検討を行うこと。この際、安全率は常時1.5以上、地震時1.2以上とすること。

イ 知事が現地の状況等を勘案し必要ないと認めた場合は、上記(1)、(2)、(3)、(4)アによらないで法面の計画を行うことができる。

14 遮水工

基準省令第2条第1項第4号及び平成10年7月16日付け衛環第63号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「一般廃棄物の最終処分及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を

定める命令の運用に伴う留意事項について」の管理型産業廃棄物最終処分場に関する規定に準じた、遮水工を設けること。

15 埋立終了地盤

- (1) 埋立処理施設（盛土構造によるものを除く。）の埋立終了地盤は、当該地の従前の地盤高までとすること。ただし、自然の地形を利用して擁壁等を1方向のみに設置し、その擁壁等の高さまでとするときは、この限りでない。
- (2) 埋立終了地盤が傾斜地になる場合は崩壊等のおそれのない構造とすること。

16 その他

汚染土壌処理施設の規模、特定有害物質の性状等により、汚染土壌処理場の適正な管理を行う上で、知事が必要と認め設置を指示した施設はこれを設けること。

第5 積替施設の構造基準

1 囲い等

- (1) 汚染土壌処理場の周囲には、人がみだりに場内に立ち入るのを防止することができる囲いを設けること。なお、囲いの形状は周辺環境に配慮されたものとする。
- (2) 囲いは汚染土壌処理場の全周囲に設けること。ただし、みだりに人が立ち入ることができないようになっている事業場内に積替施設を設置する場合はこの限りでない。
- (3) 囲いの構造は、地盤面より 1.8m以上の高さとし、風雨により容易に破損せず、かつ、通行者等に危険のない構造とすること。なお、外周から容易に場内が見えるネットフェンス等の構造とするか、幅 4.0m以上、高さ 1.8m以上の容易に場内が見える部分を4方向に設けること。
- (4) 汚染土壌処理場の出入口には、施錠ができる、高さ 1.8m以上の門扉を設けること。

2 表示

入口の見やすい箇所に別記様式第2のとおり表示板を設けること。

3 積替施設

- (1) 雨水の浸入しない構造の建屋内に設置すること。
- (2) 第1種特定有害物質、水銀及びその化合物又はポリ塩化ビフェニルを含む汚染土壌を扱う場合であって、建屋から気体を排出する場合は、排出する気体中の特定有害物質を捕集若しくは分解できる設備を設けること。
- (3) 床及び壁は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下に浸透しない構造とすること。
- (4) 悪臭の発生するおそれのある場合は、脱臭装置を設ける等、悪臭の発散を防止できる構造とすること。
- (5) 保管施設は、適正な処理を行うためにやむを得ないと認められる保管期間に応じた規模の施設とすること。
- (6) 保管施設には、仕切り壁等を3方向以上に設けること。
- (7) 保管施設の仕切り壁等はコンクリート構造等とし、構造上安全であること。
- (8) 保管施設の仕切り壁等には、保管の高さの上限を明示すること。
- (9) 第二溶出基準に適合しない汚染土壌を保管する施設の床は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下に浸透していないことを点検できる構造とすること。

4 雨水対策

- (1) 汚染土壌処理場内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するため、排水溝等を設けること。
- (2) 雨水が汚染土壌と接触することにより特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が流出及び地下に浸透しないよう、防液堤や集水溝等を設けること。また、汚染土壌と接触した雨水を排水処理施設に導水できる設備を設けること。

5 粉じん防止

汚染土壌処理場は、粉じんの発生を防止するために必要な構造を有するものとするか、又は必要な設備を設けること。

6 騒音及び振動防止

敷地境界線線における騒音及び振動を騒音規制法及び振動規制法並びに条例に定める規制基準以下にできるように、必要に応じ適切な防音壁、振動防止装置等を設けること。

7 排水処理施設

排水水を公共用水域に排出する場合は、その水質を水濁法第3条第1項の排水基準及び上乗せ条例第1条に規定する上乗せ基準のうちいずれか厳しい基準に適合できる施設を設けること。

8 管理施設等

(1) 洗車施設

ア 運搬車両に付着した汚染土壌等を落とすことができる施設を設けること。その構造は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、流出及び地下に浸透しないものとする。

イ 洗車施設からの排水がある場合には、その排水を排水処理施設に導水できる構造とするか、導水するための設備を設けること。

(2) 駐車場

周辺の交通に支障をきたさないよう、汚染土壌処理場内には、運搬車両等の駐車場を設けること。

(3) 消防設備

汚染土壌処理場内には、取り扱う特定有害物質の種類に応じ、消火器、消防用ポンプ及び貯水槽その他の適切な消防設備を設けること。

(4) 管理事務所

汚染土壌処理場内には、管理事務所を設け、電話を備えること。

(5) 地下水監視用井戸の設置

汚染土壌処理場内には、地下水監視用井戸を次のとおり設けること。

ア ボーリング調査及び地下水の流動状況等の調査に基づき、第1帯水層の地下水を採取するための井戸を、地下水の流向から見て上流側及び下流側にそれぞれ1か所以上設けること。

なお、既存の井戸がある場合は、当該井戸を利用することができるものとする。

イ 井戸は、動力による揚水等地下水の採取が容易な構造とすること。

9 搬入道路

搬入道路を設ける場合は、運搬車両の通行に支障がないよう次のとおりとすること。

(1) 十分な幅員を確保するか待避場所を設けること。

(2) 安全に通行できる縦断勾配とすること。

10 その他

積替施設の規模、特定有害物質の性状等により、汚染土壌処理場の適正な管理を行う上で、知事が必要と認め設置を指示した施設はこれを設けること。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は平成22年5月12日から施行する。

別表1

盛土材料	盛土高
砂質土、硬い粘質土、硬い粘土（洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど）	10m を超える場合
火山灰質粘性土	5m を超える場合

注 基礎地盤の支持力が充分にあり、浸水の影響のない盛土の場合

別表2

地山の土質	切土高
軟岩	岩質によって異なる
硬岩	岩質によって異なる
砂	全ての場合
砂質土	10m を超える場合
砂利又は岩塊混じりの砂質土	15m を超える場合
粘性土	10m を超える場合
岩塊又は玉石混じりの粘性土	10m を超える場合

別記様式第1

汚染土壌処理施設			
汚染土壌処理業者名	許可番号	名称又は氏名	代表者名 (法人の場合)
汚染土壌処理施設の所在地			
汚染土壌処理施設の種類及び処理能力			
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態			
管理者名		連絡先	

注1 寸法の単位は c m

2 材質は耐水性のもので、強度が十分あるものとする。

3 塗装は、下地を白、文字は黒とする。

別記様式第2

汚染土壌の積替施設			
積替業者名	名称又は氏名	代表者名 (法人の場合)	
積替施設の所在地			
積替施設の保管能力			
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態			
管理者名		連絡先	

注1 寸法の単位は c m

2 材質は耐水性のもので、強度が十分あるものとする。

3 塗装は、下地を白、文字は黒とする。